

「市長への手紙」HP掲載データ（平成30年1月分）

| | |
|-----|---|
| 見出し | 3001-03 交通費への課税について |
| ご意見 | 市県民税、国保税及び介護保険税について、交通費への課税について確認したい。 |
| 回答 | <p>市・県民税の課税につきましては、主要な資料①給与支払報告書（源泉徴収票）、②公的年金等支払報告書、③市・県民税の申告及び④所得税の確定申告書などから得られる情報で、税額を決定しております。</p> <p>また、その資料①の給与支払報告書（源泉徴収票）の支払金額には、非課税対象の交通費などの支払金額を算入しないことになっております。</p> <p>ご指摘のありました交通費の課税につきましては、給与支払者が、誤って非課税対象の交通費を含めて報告している場合や、課税の対象となる交通費もありますので、給与明細書等の内容と源泉徴収票の支払金額に違いがある場合は、給与支払者にご確認をお願いいたします。</p> <p>なお、給与支払者から記載間違いなどにより給与支払報告書が再提出された場合は、市・県民税の課税について再計算を行います。</p> <p>今後におきましても、市税の適正な課税に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> |
| 担当課 | 税務課 ☎52-2114 |